

改正

令和5年12月8日規則第43号

鳩山町泉井交流体験エリア条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳩山町泉井交流体験エリア条例（令和2年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請等)

第2条 条例第7条第1項に規定する使用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、鳩山町泉井交流体験エリア使用（変更）許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、当該許可に係る使用を開始しようとする日（以下「使用開始日」という。）の属する月の2月前の月の15日から使用開始日の3日前までの期間（当該期間において、申請しようとする日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その前の直近の日とする。）に提出しなければならない。ただし、その使用目的に特別の理由があると町長が認めたものについては、この限りでない。

3 条例第8条第1項の規定により使用にあたって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、第1項に規定する申請書に必要な事項を記入しなければならない。

(使用許可)

第3条 条例第7条第1項に規定する使用又は変更の許可は、鳩山町泉井交流体験エリア使用（変更）許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

(使用許可の取消し等)

第4条 条例第10条第1項に規定する許可条件の変更、使用の停止又は許可の取消しは、鳩山町泉井交流体験エリア（許可条件の変更・使用の停止・許可の取消し）通知書（様式第3号）を交付して行うものとする。

(使用料)

第5条 条例第11条第1項に規定する使用料は、第3条の使用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、特別の事由があると町長が認めたときは、使用後に納付することができる。

2 前項の使用料のうち附属設備の使用料については、別表第1に定めるところによる。

(使用料の減免)

第6条 条例第11条第2項に規定する町長が別に定める場合は、別表第2に定めるところによる。

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、鳩山町泉井交流体験エリア使用料減額（免除）申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による使用料の減額又は免除は、鳩山町泉井交流体験エリア使用料減額（免除）決定通知書（様式第5号）を交付して行う。ただし、町長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第7条 条例第12条ただし書の規定による町長が別に定める場合は、次のとおりとする。

(1) 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責任によらない事由によって使用できないとき 全額

(2) 使用者が使用日の10日前までに第2条第1項に規定する変更許可申請書により使用の取消しを申請したとき 全額

(使用期間)

第8条 施設等を引き続いて使用できる期間は、3日とする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第9条 町長は、施設等の使用の遵守事項を定め、また、管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、適宜指示することができる。

(毀損等の届出)

第10条 施設等を毀損し、又は滅失した者は、速やかにその旨を町長に届け出てその指示に従わなければならない。

(指定管理者が管理を行う場合の取扱い)

第11条 条例第16条第1項の規定により指定管理者に鳩山町泉井交流体験エリアの管理を行わせる場合にあつては、第2条から第10条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」、「使用料」とあるのは「利用料金」、「様式」とあるのは「指定管理者が定めるもの」とする。

(その他)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和 5 年12月 8 日規則第43号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、改正前のそれぞれの規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第 1 （第 5 条関係）

付属設備	使用料	
	単位	金額
ワゴンアンプ	1 回	500円
ワイヤレスマイク	1 回	100円
ピンマイク	1 回	100円
プロジェクター	1 回	300円

備考 この表による使用料は、条例別表に定める午前、午後及び夜間におけるそれぞれの使用に対し、1 回として計算する。

別表第 2 （第 6 条関係）

区分	減免率
町が町の事業として使用する場合	5 割又は10割
自治会等の地域の地縁団体が総会または役員会議で使用する場合	5 割
町内に在住、在学する高校生が使用する場合	5 割
町立の幼稚園、小・中学校が教育の一環として使用する場合	5 割又は10割
その他町長が特に必要があると認めた場合	5 割又は10割

様式第1号（第2条関係）
様式第1号（第2条関係）

課 長	課長補佐	主 幹	副主幹	主 任	担 当	受 付

鳩山町泉井交流体験エリア使用（変更）許可申請書

鳩山町長 宛て		年 月 日				
申請者 住 所 _____ 団体名 _____ 氏 名 _____ 電 話 自宅 _____ 携帯 _____						
鳩山町泉井交流体験エリア条例第7条の規定により、下記のとおり使用（変更）の許可を受けたいので申請します。						
催 物 等 の 名 称			責 任 者 住所 _____ 氏名 _____ 電話 _____			
使用目的						
使 用 日 時	年 月 日 () □午前 □午後 時 分 から 年 月 日 () □午前 □午後 時 分 まで					
使用施設・付属設備	午前	午後	夜間	施設使用料	減免額	計
交流ホール	☐	☐	☐	円	円	円
交流ホール A	☐	☐	☐	円	円	円
交流ホール B	☐	☐	☐	円	円	円
体験・研修室	☐	☐	☐	円	円	円
加工体験室	☐	☐	☐	円	円	円
ワゴンアンプ	☐	☐	☐	円	円	円
ワイヤレスマイク	☐	☐	☐	円	円	円
ピンマイク	☐	☐	☐	円	円	円
プロジェクター	☐	☐	☐	円	円	円
合計				円		
(内消費税額/税率 %)				円		
対 象 者 及 び 予 定 人 員	☐ 町内 人 (内 鳩山町 人) ☐ 町外 人 合計 人	持 込 設 備 ・ 機 器 ・ 物 品 等		☐ 有 (別紙のとおり) ☐ 無		
減免申請事由				使 用 料 領 収 印		
使 用 条 件	処 理 欄 許可 No. _____ 許可日 . . 減免決定日 . .					
備 考						
適格請求書発行事業者番号						

※1 申請日及び太線の枠内に記入してください。

- 2 交流ホールを分割して使用する場合の使用料は、交流ホール使用料の半額とする。
- 3 使用時間の午前は9:00～12:00、午後は13:00～17:00、夜間は17:30～22:00までです。
- 4 この様式において、町内とは、鳩山町、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町内に在住する者とする。

様式第2号（第3条関係）
様式第2号（第3条関係）

鳩山町泉井交流体験エリア使用（変更）許可書

許可第 号 年 月 日									
様									
鳩山町長									
公 印 省 略									
鳩山町泉井交流体験エリア条例第7条の規定により、下記のとおり使用（変更）の許可をします。									
催 物 等 の 名 称					責 任 者	住所			
使 用 目 的						氏名			
				電話					
使 用 日 時	年 月 日 () 年 月 日 ()				☐ 午前 ☐ 午後	☐ 午後 ☐ 午後	時 分	から	まで
使用施設・付属設備		午前	午後	夜間	施設使用料		減免額	計	
交流ホール		☐	☐	☐	円		円	円	
交流ホール A		☐	☐	☐	円		円	円	
交流ホール B		☐	☐	☐	円		円	円	
体験・研修室		☐	☐	☐	円		円	円	
加工体験室		☐	☐	☐	円		円	円	
ワゴンアンプ		☐	☐	☐	円		円	円	
ワイヤレスマイク		☐	☐	☐	円		円	円	
ピンマイク		☐	☐	☐	円		円	円	
プロジェクター		☐	☐	☐	円		円	円	
合 計					円				
(内消費税額/税率 %)					円				
対 象 者 及 び 予 定 人 員	☐ 町内 ☐ 町外	人 (内 鳩山町 人 合計	人	人	持 込 設 備 ・ 機 器 ・ 物 品 等	☐ 有 (別紙のとおり) ☐ 無			
減免申請事由						使 用 料 領 収 印			
使 用 条 件				処 理 欄					
備 考									
適格請求書発行事業者番号									

※ 使用前に裏面をご覧になり、だれもが気持ちよく利用できるようご協力をお願いします。

(裏)

※ 使用に当たっては、次の点にご注意ください。

- 1 この許可書を、使用当日、事前に受付に提示してください。
- 2 交流体験エリアの施設使用权の譲渡又は転貸はできません。
- 3 火薬類、ガソリン、その他の危険物は持ち込まないでください。
- 4 火気の取扱いについては特に注意し、施設内は全面禁煙ですので喫煙はしないでください。
- 5 はり紙、印刷物、立看板などの掲出はしないでください。
- 6 施設の秩序と安全を図るため、定数以上の入場はしないでください。
- 7 すでに収められた使用料は、原則としてお返しいたしません。
- 8 準備と片付けは、時間内に必ず終了してください。
- 9 使用に当たり、他の使用者に迷惑を及ぼすような行為はしないでください。
- 10 許可を受けない施設や備品は、使用しないでください。
- 11 使用者が行う設備機器の操作などについては、取扱説明書に従ってください。
- 12 使用終了後は直ちに清掃し、整理整頓、備品などの設備をもとの状態にし、使用簿に記入のうえ係員に引き継ぎ、ごみは必ずお持ち帰りください。なお、ごみ袋は使用者が各自持参してください。
- 13 使用中に建物、施設、その他の器具を壊したり、なくしたりしたときは、相当額の弁償をしていただきますのでご承知おきください。
- 14 この様式において、町内とは、鳩山町、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町内に在住する者とします。
- 15 使用目的、使用条件又は使用に関する諸規定、若しくは指示を守らないときは使用を断り、又は許可を取り消すことがあります。
- 16 その他

お茶などは、使用者がご用意ください。加工体験室に調味料などの用意はありませんので、使用者が用意し、残ったものはすべて持ち帰ってください。

施 設 名	備 考
交流ホール	定員 270 人（会議室として使用する場合 約 120 人まで）
交流ホール A	119 m ² 会議室として使用する場合 約 60 人まで
交流ホール B	119 m ² 会議室として使用する場合 約 60 人まで
体験・研修室	87 m ² 約 36 人まで
加工体験室	41 m ² 調理台 3 台 12 人まで

第 号
年 月 日

鳩山町泉井交流体験エリア（許可条件の変更・使用の停止・許可の取消し）通知書

様

鳩山町長

年 月 日付け許可第 号による鳩山町泉井交流体験エリアの使用許可については、下記により（許可条件の変更・使用の停止・許可の取消し）をします。

記

1 （許可条件の変更・使用の停止・許可の取消し）の内容

2 理由

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳩山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、鳩山町を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において鳩山町を代表する者は鳩山町長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

鳩山町泉井交流体験エリア使用料減額（免除）申請書

年 月 日									
鳩山町長 宛て									
申請者 団 体 名 _____ 代表者住所 _____ 代表者氏名 _____ 電 話 番 号 _____									
鳩山町泉井交流体験エリア条例第 11 条第 2 項の規定により、下記のとおり使用料の減額（免除）を受けたいので申請します。									
催 物 等 の 名 称					責 任 者	住所 _____			
使 用 目 的						氏名 _____ 電話 _____			
使 用 日 時		年 月 日 ()		☐ 午前	☐ 午後	時 分 秒		から	
		年 月 日 ()		☐ 午前	☐ 午後	時 分 秒		まで	
使用施設・付属設備			午前	午後	夜間	減免割合	備 考		
交流ホール			☐	☐	☐	割			
交流ホール A			☐	☐	☐	割			
交流ホール B			☐	☐	☐	割			
体験・研修室			☐	☐	☐	割			
加工体験室			☐	☐	☐	割			
ワゴンアンプ			☐	☐	☐	割			
ワイヤレスマイク			☐	☐	☐	割			
ピンマイク			☐	☐	☐	割			
プロジェクター			☐	☐	☐	割			
減免申請事由		1 町が町の事業として使用する場合…5 割又は 10 割 2 自治会等の地域の地縁団体が総会または役員会議で使用する場合…5 割 3 町内に在住し、又は鳩山町内に在学する高校生が使用する場合…5 割 4 町立の幼稚園、小・中学校が教育の一環として使用する場合…5 割又は 10 割 5 その他町長が特に必要があると認めた場合…5 割又は 10 割							
使 用 条 件					処 理 欄	減免許可番号 No. _____			
備 考						減免決定日 . .			

※ この様式において、町内とは、鳩山町、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町内とします。

鳩山町泉井交流体験エリア使用料減額（免除）決定通知書

年 月 日						
様						
鳩山町長 印						
年 月 日付けで申請のあった、使用料の減額（免除）について、下記のとおり決定したので通知します。						
催物等の名称				責任者	住所 _____	
使用目的					氏名 _____	
					電話 _____	
使用日時	年 月 日（ ） 年 月 日（ ）	☐ 午前 ☐ 午前	☐ 午後 ☐ 午後	時 分 から 時 分 まで		
使用施設・付属設備		午前	午後	夜間	減免割合	備 考
交流ホール		☐	☐	☐	割	
交流ホール A		☐	☐	☐	割	
交流ホール B		☐	☐	☐	割	
体験・研修室		☐	☐	☐	割	
加工体験室		☐	☐	☐	割	
ワゴンアンプ		☐	☐	☐	割	
ワイヤレスマイク		☐	☐	☐	割	
ピンマイク		☐	☐	☐	割	
プロジェクター		☐	☐	☐	割	
減免申請事由	1 町が町の事業として使用する場合…5割又は10割 2 自治会等の地域の地縁団体が総会または役員会議で使用する場合…5割 3 町内に在住し、又は鳩山町内に在学する高校生が使用する場合…5割 4 町立の幼稚園、小・中学校が教育の一環として使用する場合…5割又は10割 5 その他町長が特に必要があると認めた場合…5割又は10割					
使用条件				処理欄	減免許可番号 No. _____	
備 考					減免決定日 . .	

※ この様式において、町内とは、鳩山町、川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、川島町、毛呂山町及び越生町内とします。

(裏)

教示

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳩山町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、鳩山町を被告として処分取消しの訴えを提起することができます。この場合、当該訴訟において鳩山町を代表する者は鳩山町長です。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。